

## 消防団機械器具置場敷地借上交付金交付要領

第1条 この要領は、本市が消防分団に交付する消防分団機械器具置場敷地借上交付金（以下「交付金」という。）について、その申請の手続、必要な報告等について定めるものとする。

第2条 交付金の交付を申請しようとする消防分団は、交付金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

第3条 前条の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 敷地平面図（土地の面積が確認できるもの。）
- (3) 土地の登記簿の写し
- (4) その他市長が必要があると認める書類

第4条 市長は、交付金の交付申請があった場合は、申請に係る書類および現地調査（必要に応じて行う。）等により審査のうえ、交付金の額を決定し、交付金額決定通知書（様式第2号）により交付金の交付申請を行った消防分団に通知するものとする。

第5条 交付金の額の決定を受けた消防分団は、速やかに敷地所有者に対し敷地借上料の支払いを行うものとし、敷地借上料の支払いが完了した場合は、当該支払いが完了した日から15日以内に敷地借上料支払報告書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

2 前項に定める敷地借上料支払報告書には、敷地借上料に関する領収書の写しを添付するものとする。

第6条 交付金の交付の決定を受けた消防分団は、交付金の交付の対象となった内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を市長に申し出るとともに、必要な事項について指示を受けなければならない。

#### 附 則

1 この要領は、平成3年度分からの交付金について適用する。

2 平成3年度分の交付金の交付を受けようとする消防分団が、平成3年4月1日から交付金の交付申請を行う以前において敷地所有者に対し敷地借上料を支払った場合は、第5条の規定に係わらず、交付金の額の決定を受けた日から15日以内に敷地借上料支払報告書（様式第3号）により市長に報告するものとする。